

聖諭宣講の歴史―果報故事の付加

阿部泰記

一 はじめに

湖北省孝感市漢川には「漢川善書」と称する伝統文芸が現在まで継承されており、二〇〇六年六月に「董永伝説」とともに国家級非物質文化遺産に指定された。¹⁾



「漢川善書」の無形文化財指定を祝賀する報道（『孝感槐蔭論壇』、2 2007.6.9）

この文芸は「聖諭宣講」とも称し、明清時代に地方自治制度である「郷約」の中で推進された「聖諭宣講」に起源する。「聖諭」とは、明太祖の「六諭」（洪武三十年（一三九七））、清代では順治帝の「聖諭

六訓」（順治九年（一九五二））と康熙帝の「聖諭十六条」（康熙九年（一六七〇））である。

ただ現在の漢川市の善書は「聖諭宣講」と称するものの、こうした「聖諭」の読誦と講釈は行わず、説話だけを講演し、その文体は清末に民間の善堂で編集された『宣講集要』十五巻の「案証」と同じく、説話の中で人物が詩歌を読誦するという独特の形式を取っている。

「案証」とは本来、聖諭を読誦し講釈した後に具体的な事例として挙証する「因果応報説話」であったが、『宣講集要』に収載された「案証」は、果報説話の中で人物が歌唱によって心情を告白し、それを通じて聴衆を感化することをはかる。そしてその歌詞は唐詩のように格律をそなえたものではなく、民衆にわかりやすい通常の話し言葉で表現され、方言を使用することもはばからないものである。人物に素朴な表現の歌詞で苦悩、悲哀、懺悔の感情を告白させて、聴衆を説得する説話の発生は、それまでも語り物の中でも見られ、その源流をたどれば古代までさかのぼることができる。素朴な歌詞を取り入れた物語、それが民衆を感動させ、善人に育成する最良の方法だったと考えられる。

本章では、まず明清二朝の実施した民衆教化のための聖諭宣講がその効果をあげるため果報説話や詩歌の歌唱を付加して、説唱形式の宣講の基礎を築いた歴史について考察する。

二 宋の郷約—徳目の実行

漢川善書の文体を論じるには、まず宋代に開始された郷村の「郷約」における勸善懲惡の活動について述べなければならぬ。

「郷約」は、宋代に地方自治制度として始まり、その中に勸善活動が盛り込まれた。呂大鈞『呂氏郷約』（一〇七六、陝西藍田）では、凡郷之約、四。一曰、「徳業相励」。二曰、「過失相規」。三曰、「礼俗相交」。四曰、「患難相恤」。衆推有徳者一人為「都約正」。有学者二人副之。約中、月輪一人為「直月」。都副正不与。置三籍。凡願入約者、書於一籍。徳業可勸者、書於一籍。過失可規者、書於一籍。「直月」掌之。月終則以告於「約正」、而授於其次。（およそ郷の規約は四条ある。その一は、「徳ある行いを励行しあうこと。」その二は、「過失があれば戒めあうこと。」その三は、「礼儀をもって交際すること。」その三は、「艱難があれば同情しあうこと」である。衆人は高齡の有徳者一人を「都約正」とし、学問と品行ある者二人を補助させる。規約では、月番で一人を「直月」とする。「都約正と副約正はこれに充てない。」三籍を置き、約に加入を願う者は、一籍に記す。徳業が推挙できる者は、

一籍に記す。過失が正すべき者は、一籍に記す。「直月」がそれを管理し、月末に「約正」に報告して、次序を授ける。）

と述べている。すなわち、『呂氏郷約』では「徳業相励」「過失相規」「礼俗相交」「患難相恤」の四徳目を励行し、「都約正」「副約正」「直月」という役職を定めて、毎月、善行を行った者、過失を犯した者をそれぞれ帳簿に記載したのである。

徳目の具体的な実行方法は、各徳目に四言によるわかりやすく覚えやすい説明を行いながら、述べられる。たとえば「徳業相励」では、見善必改、聞過必改。能治其身、能治其家。能事父母、能待妻妾。能教子弟、能御童僕。……右件、徳業。同約之人、各自進修、互相勸勉。会集之日、相与推其能者、書於籍、以警励其不能者。（善行を見ては必ず改め、過失を聞いては必ず改める。自分の身を修めることができ、家庭を治めることができる。父母につかえることができ、妻妾を世話することができる。子弟を教えることができ、童僕を管理することができる。……右、徳業。入約した者は、各自努力し、相互に励ましあい、集会の日に、できた者を自分たちで推挙して帳簿に記し、できない者を励ます。）

また「過失相規」では、
酬博鬪訟、行止踰違。行不恭遜、言不忠信。造言誣毀、營私太甚。……右件、過失。同約之人、各自省察、互相規戒。小則密規之、大則衆戒之。不聴、則会集之日、直月告於約正、約正以義理誨諭之。謝過請改、則書於籍以俟。其争弁不服与終不能改者、聴其出

約。(飲酒・賭博・喧嘩・訴訟など、行動が規範を逸脱するもの。行為が不遜で、言葉に偽りがあるもの。造言によって人を陥れ、私利を図ることが甚だしいもの。……右、過失。入約した者は、各自省察し、相互に戒めあい、小さい過失はそつと教えてあげ、大きい過失は衆人の前で戒める。聴かなければ、集会の日に、月当番が約正に告げ、約正は義理を説いて諭し、過失をわびて改善を請うならば、帳簿に記して改善を待ち、抗弁して服従しなかつたり、最後まで改善できなかつたりする者は、郷約から退出することを許す。)

という具合である。『呂氏郷約』は南宋朱熹が『朱子増損呂氏郷約』を著すに至つて、大いに流行した。

三 明の郷約―六諭宣講と読律・歌詩

そして明の洪武二十一年(一三八八)には、太祖が「教民榜文」を配布し、その第十九条に木鐸老人を設置して、郷村の路傍で「六諭」を唱えさせて民衆の教化をはかることを規定した。²⁾

每郷每里、各置木鐸一箇、於本里内選年老或殘疾不能生理之人或瞽目者、令小兒牽引持鐸循行本里、……俱令直言叫喚、使衆聞知、勸其為善、毋犯刑憲。其詞曰、「孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為」。如此者、毎月六次。其持木鐸之人、秋成之時、本郷本里内衆人、隨其多寡、資助糧食。……

(郷村ごとに木鐸一箇を設置し、その村から老年、あるいは身体不自由で仕事ができない者、あるいは盲目の者を選んで、子供に先導させ、木鐸を持つてその村を巡回させ、……直言叫喚させ、みなに聞かせて、善行を勧め、法律を犯さないようにさせる。その文句は、「父母に孝順、長上を尊敬、郷里に和睦、子孫を教訓、みな仕事に安んじ、悪事を行わず」である。この活動は、毎月六回行う。木鐸を持つ者に対しては、収穫の時に、その村の衆人が、多寡を問わず、食糧を恵んでやる。……)

正徳十三年(一五一八)には、王守仁が江西南贛巡撫の時に『南贛郷約』を制定し、『呂氏郷約』の制度を継承しながら、集会の場面で地方官の「告諭」を読誦し、その中で明太祖の「六諭」の語句を引用することをやっている。

自今凡爾同約之民、皆宜孝爾父母、敬爾兄長、教訓爾子孫、和順爾郷里、死喪相助、患難相恤、善相勸勉、惡相告戒、息訟罷爭、講信修睦、務為良善之民、共成仁厚之俗。(今からすべて汝等入約した民は、みな汝の父母に孝を尽くし、汝の兄弟を敬い、汝の子孫を教訓し、郷里と和睦し、葬儀は助け合い、艱難は同情しあい、善行は励ましあい、悪行は戒めあい、訴訟をやめ抗争をやめ、信義を論じ親睦を修め、善良な民となることに勉め、ともに人情ある風俗を形成しなければならない。)

また規約も整備され、集会の儀式の形式が整えられた。

当会前一日、知約預於約所灑掃、張具於堂、設告諭牌及香案、南

向。当日、同約畢至、約贊鳴鼓三、衆皆詣香案前序立、北面跪聽。約正誦告諭畢、約長合衆揚言曰、「自今以後、凡我同約之人、祇奉戒諭、齊心合德、同歸於善。若有二三其心、陽善陰惡者、神明誅殛。」衆皆曰、「若有二三其心、陽善陰惡者、神明誅殛。」……知約起、設彰善位於堂上、南向。置筆硯、陳彰善簿。約贊鳴鼓三、衆皆起。約贊唱、「請拳善。」衆曰、「是在約史。」約史出、就彰善位、揚言曰、「某有某善、某能改某過、請書之。」(集会の前日に、知約があらかじめ約所を清掃して道具を堂に並べ、告諭牌と香机を南向きに設置する。集会の当日、入約者が揃うと、約贊が太鼓を三回打ち、全員が香机の前に順序よく立ち、北面して跪いて聴く。約正が告諭を読み終えると、約長は皆と声高らかに、「此より我ら入約者はすべて、ひたすら戒諭を奉じ、心性を一にして、ともに善に帰す。もしその心を揺るがし、密かに悪事を行う者は、神罰が下る。」皆も唱和し、「もしその心を揺るがし、密かに悪事を行う者は、神罰が下る。」……知約が起立し、彰善位を堂上に南向きに設置する。筆と硯を置き、彰善簿を並べる。約贊が太鼓を三回打つと、全員が起立する。約贊が「善行を挙げられたし」と唱えると、全員が「約史がなされ」と唱和する。約史が前に出て、彰善位につき、声高らかに、「某には某の善行あり、某は某の過失を改めた。記されたし」と言う。)

なおここに登場する諸々の役職については、次のような規約を定めている。

同約中、推年高有徳、為衆所敬服者一人為約長、二人為約副。又推公直果斷者四人為約正、通達明察者四人為約史、精健康廉干者四人為知約、禮儀習熟者二人為約贊。(入約者の中で、高齡有徳者で全員が敬服する者一人を推挙して約長とし、二人を約副とする。また公平果斷な者四人を推挙して約正、通達明察な者四人を約史、健康敏腕な者四人を知約、禮儀習熟する者二人を約贊とする。)

王守仁の郷約は後の規範となった。葉春及「郷約篇」(隆慶四年〔一五七〇〕³⁾には、嘉靖年間(一五二一―一五六六)の郷約の様子を述べている。

嘉靖間、部檄天下舉行郷約、大氏增損王文成公之教。有約贊知約等名、其說甚具。(嘉靖年間に戸部は天下に告知を送って郷約を舉行したが、大抵王文成公の教えに手を加えたものであった。王公文の郷約には約贊・知約などの役名の解説が、具備している。)

葉春及も惠安(福建)の郷約において、太祖の「六論」によって民衆を教化している。

以「六論」道万民。一曰、「孝順父母」。二曰、「尊敬長上」。三曰、「和睦鄉里」。四曰、「教訓子孫」。五曰、「各安生理」。六曰、「母作非為」。諸臣多有解、不録。聖謨洋洋、嘉言孔彰、何解為。

(「六論」によって民衆を教導する。一は「父母に孝順であること」。二は「長上を尊敬すること」。三は「郷里に和睦すること」。四は「子孫を教訓すること」。五は「各々仕事に安んじること」。六は「悪事を行わないこと」である。臣下たちが解説を作ったが、記

載しない。太祖の遠謀は計り知れず、嘉言は明らかであり、何の解説が必要であろう。

葉春及は後に賓州（四川）太守の時に「諭賓民」⁽⁴⁾を布告し、惠安において太祖の「教民榜文」を長老たちに頒布し、木鐸を用いて「六諭」を唱えさせたことを述べている。

昔在惠安、嘗刻「教民榜」頒行民間。朔望詣亭中、為民申明、「六諭」乃遣木鐸以徇。（昔、惠安において太祖の「教民榜文」を民間に頒布し、月の一日十五日に申明亭に赴いて民の善悪を明らかにし、木鐸を用いて「六諭」を唱えさせた。）

なお「六諭」は家訓の中でも講説されており、嘉靖年間には、項喬（一四九三—一五五二）が「項氏家訓」（嘉靖二十年〔一五四一〕、温州）⁽⁵⁾の序文において、「六諭」を一族に遵守させたと述べている。

伏誦太祖高皇帝訓辭、曰、「孝順父母、尊敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、母作非為。」嗚呼、這訓辭六句、切於綱常倫理、日用常行之実。使人能遵守之、便是孔夫子見生。使個個能遵守之、便是堯舜之治。謹仿王公恕解説、參之俗習、附以己意、与我族衆大家遵守。（伏して太祖高皇帝の訓辭を読めば、「父母に孝順たれ、長上を尊敬せよ、郷里に和睦せよ、子孫を教訓せよ、各々生活に安んぜよ、悪行をなす無かれ」とある。ああ、この訓辭六句は綱常倫理、日用常行の實際に適切であり、人にこれを遵守させれば、孔子が再生し、個々人に遵守させれば、堯舜の治世が再現する。謹んで王恕の解説にならって、これに俗習をまじえ、自

己の意見を加えて、我が一族のみなにも遵守してもらおう。）

葉春及は「六諭」はわかりやすく解説は不要だと考えていたが、項喬は当時行われていた王恕の解説にならったという。⁽⁶⁾ 解説はわかりやすい口語で行われた。たとえば「孝順父母」は以下のようである。

怎的是「孝順父母」。父母生子養子、勞苦万状、終身所靠者、有子而已。人無父母、身從何來。便是兒子十分孝順、也難報這恩德。每見人家無子的甚苦極、有子不肯孝順的更苦極。父母尊大如天、人若逆天、天理無有不報應者。……（「父母に孝順である」とはどういうことか。父母が子を産み子を養い、様々に苦労するのは、終身頼れるのが、子があることだからである。人は父母が無ければ、身はどこから来よう。たとえ子が十分に孝順であっても、その恩徳には報いがたい。いつも子が無い家が苦しみ甚大であり、子があつても孝順であろうとしない家は更に苦しいのを見ている。父母の尊さは天に匹敵し、人が天に逆らえば、天理は必ず応報があるものである。……）

万曆年間には「六諭」による教化がなされなくなったことから、礼部尚書沈鯉が「覆十四事疏」⁽⁷⁾を上奏して、木鐸老人が「六諭」を唱える制度を復活させるよう請願している。

聖訓六言、勸化民俗、而設木鐸徇於道路、則所以提撕警覺之也。近年以来、此舉久廢、合無行令、各掌印官、查復旧制、于城市坊相鄉村集店、量設木鐸老人、免其差役、使朝暮宣諭聖訓。伏乞聖裁。（「聖諭六訓」は民衆を教化するものであり、木鐸を設置し道

路に唱えさせることは、民衆に注意を喚起するためです。近年、この活動は久しく行われておりません。命令を下して責任官吏に旧制を復旧させ、城内の街角や郷村の繁華な場所に木鐸老人を多く設置し、その労役を免除して、朝夕聖諭を誦読させてはいかがでしょうか。ご決断を乞います。

沈鯉はこの制度を復活させるとともに、郷約所を設置して民衆に「六諭」と『大明律例』（洪武三十年（一三九七））を聴講させるよう提言した。

郷約之設、所以訓民、即古道德齊礼之遺意也。為有司者、能鼓舞有術、民未有不勸於善者。宜於所轄地方酌量道里遠近、隨庵觀亭館之便、置郷約所、以皇祖聖訓・大明律例、著為簡明条示、刊布其中。即于本里挾衆所推服者一二人、以為約長、使其督率里衆、勸勉為善。（郷約の設置は、民衆を教化するためであり、古代の徳を導き礼を整える考えを伝えている。官吏たる者、鼓舞する方法を会得すれば、必ず民衆に善を勧めることができ、所轄地方において距離の遠近を酌量して、庵・觀・亭・館の便に応じて郷約所を設置し、太祖の「六諭」と『大明律例』を簡明に簡条書きしてそこに掲示し、当地で皆が敬服する者一二人を選んで約長とし、村民をリードして善を行わせる。）

そして万暦年間の郷約の中には、「六諭」を唱え講じることが行われた。新安（安徽）余懋衡『沱川余氏郷約』三卷（万暦四十七年（一六二〇）余啓元序）がそれである。その体裁は、「約儀」九款、「聖諭

衍義」六章、「勤儉忍畏」四言、「勸戒」三十一則、「保甲」三則（卷一）、「律例」（卷二）、「国風・小雅」十一篇、「宋儒詩」十四首、「明儒詩」十三首（卷三）となっている。

その「約儀」九款（卷一）第一款には、郷約所の設置について述べる。

毎月十五日卯刻、約正副・党正副、及各甲長、伝知約内諸執事、及約衆、齊詣約所講約。凡在家者必赴。預行灑掃、設恭奉聖諭牌・香案・香燭、及講案・講鼓、及椅橈。辰刻、輪直・甲長、擊鼓三通、催集。（毎月十五日の卯の刻に、約正副と党正副、及各甲長は、約内の諸執事、及び約衆に、みな約所に詣でて講約するよう通達する。家にいる者はみな必ず出かけ、あらかじめ清掃を行い、恭しく聖諭牌・香案・香燭、及び講案・講鼓、及び椅子を設置する。辰の刻に、輪直と甲長は鼓を三回打って、集合を促す。）

また「約儀」第三款には、聖諭を唱え講じることが規定されている。拜畢、族父老列立於東、郷紳列立於西。諸約衆列立於東西班後。約講对立約贊之下。約贊唱「宣聖諭」、約講朗歌「孝順父母」六句。各整肅拱聽。畢、贊唱「東西班揖。」唱「東西班序坐。」唱「鳴講鼓。」輪直・甲長擊鼓三声。贊唱「靜聽講約。」約贊復班。約講詣講案前、東西立。展卷講約。講畢、少憩。贊唱「靜聽誦律。」約贊復班。約講分誦律。……（拜を終えると、一族の父老は東に並立し、郷紳は西に並立する。諸約衆は東西の班の後ろに並立する。約講は約贊の下に向かって立つ。約贊が「聖諭を唱えよ」と

発声すると、約講が「父母に孝順」の六句を朗誦し、みなは静肅に拝聴する。終えると、約賛が「東西の班は円揖せよ」、「東西の班は順次に坐せ」、「講鼓を撃て」と発声し、輪直と甲長が鼓を三回打つ。約賛が「講約を静聴せよ」と発声する。約賛は班列に戻る。約講は講案の前に詣で、東西に向かい立ち、開巻して約を講じる。講じ終えると休憩を入れる。約賛が「誦律を静聴せよ」と発声する。約講が律の一段を読む。……)

ここでは講約の内容に触れていないが、後に自作の「聖諭衍義」を掲載し、「敬以『六諭』衍為六義、以便講貫、以便服行。」(謹んで「六諭」を敷衍して六義を作成し、講じ通す便をはかり、実行する便をはかった)と述べていることから、この「聖諭衍義」を含むものと考えられる。その「孝順父母」第一章は次のごとくであり、文言で記載されている。

聖諭言父母、則該祖父母。「哀哀父母、生我劬勞。」「欲報之德、昊天無極。」忍不孝乎。服勞奉養、愉色婉容、定省溫清、出告反面、先意承志、知年愛日、皆孝之事也。……孝行非一、毫有不尽其心、即不得言孝。……『礼』曰、「不敢以先父母之遺体行殆。」又曰、「不辱其身、不羞其親。」為子孫者、欲孝親、須守身焉。(聖諭に「父母」と言うのは一族の父母を指すのである。『詩経』小雅・谷風「蓼莪」に「哀しいかな父母よ、私を生んで苦勞した。」その徳に応えようにも、親の徳は天のように極まりない」と言っている。不孝であるには忍びないではないか。労働して奉養し、

容色を和らげて安らげ、朝晩夏冬に世話を怠らず、出發帰宅に挨拶をし、父母の気持ちを探して従い、父母の高齢をいとおしむことは、みな孝行である。……孝行は様々であり、少しでも心を尽くさないことがあれば、孝行とは言えない。……『礼記』「祭義」に「父母が与えた体に先んじて危険を行うことはできない」と。また「その身を辱めず、その親を辱めず」とも言っている。子孫たる者は、親に孝であろうとすれば、自身を守らなければならぬのである。)

『余氏郷約』には、「聖諭衍義」六章のほか、「勤儉忍畏」四言、「警戒」三十一則を掲載しており、講約の内容にはこれらも含んでいたと思われる。

ちなみに「勤・儉・忍・畏」四言の第一篇(「勤」)は、『呂氏郷約』と同じく、四言形式によって勤勉を勧める教訓である。

一夫不耕、必受其饑。一婦不織、必受其寒。是勤可以免凍餒。昼而力作、夜而休息。非心邪念、何自而起。……(男一人が耕さなければ、必ず餓える者が出る。女一人が織らなければ、必ず凍える者が出る。勤勉であつて寒さと餓えを免れることができるのである。昼に働き、夜に休めば、邪念などは、どこから起きようか。……)

また「勸戒」三十一則も四言形式を基本とする。その第一則は、家庭の団結を勧める訓戒である。

子婦善事父母・舅姑、孫婦善事祖父母・祖舅姑。一家大小、各得

其分、其家必興。若誣語反唇、弗祇父事、大傷親心、其家必敗。……

(子とその妻はよく父母と父母の兄弟・姉妹につかえ、孫とその妻はよく祖父母と祖父母の兄弟・姉妹につかえ。一家の上下が、

その分を守れば、その家は必ず栄える。もし口答えをして、長上につかえず、親の心をひどく傷つけば、その家は必ず廢れる。)

また第十七則は白蓮教・無為教などの邪教崇拜を禁止しており、後の清康熙帝の「聖諭十六条」に通じる。第二十七則では『目連戯』

『西廂記』などの「雜劇」の搬演を風俗を乱すとして禁止している。

なお「保甲」三則には「免講」(講じずともよい)と注しており、講じられなかった。

講約を終えた後には、読律が行われた。これは民衆に法律觀念を植えつけさせるためであった。卷二には『大明律例』を掲載している。

なお講約と読律が終わった後には、心中をのびやかにし、意志を感奮させるために詩歌の朗誦が行われた。

講読畢、願歌詩者、歌「国風」「小雅」諸篇、或周・程・邵・朱・薛・陳・王諸先儒詩、足以暢濳襟懷、感發志意、聽。(講約と読

律が終わると、詩を歌うことを願う者は、『詩経』の「国風」「小雅」の諸篇、あるいは周敦頤・程頤・邵雍・朱熹・薛瑄・陳獻章・

王守仁の先儒たちの詩を歌って、心を伸びやかにし、意志を感奮して聴ける。)

ちなみに本書卷三には「国風・小雅」十一篇、「宋儒詩」十四首、「明儒詩」十三首を掲載している。

啓蒙に詩歌を用いることは前代からなされており、南宋・項安世『項氏家説』卷七「説経・用韻語」には韻文が覚えやすく啓蒙に適していると言う。

古人教童子、多用韻語、如今「蒙求」「千字文」「太公家教」「三字訓」之類、欲其易記也。『礼記』之「曲礼」、『管子』之「弟子

職」、史游之「急就篇」、其文体皆可見。(古人は童子を教えるのに、多く韻文を用いていた。いま「蒙求」「千字文」「太公家教」

『三字訓』の類は、記憶しやすくしている。『礼記』「曲礼」篇、

『管子』「弟子職」篇、漢史游『急就篇』に、その文体は皆見ることがができる。)

明代では王守仁が「訓蒙教約」で、童子に人倫を教えることが肝要だとし、その理由として詩歌を用いてその意志を誘発し、心をのびやかにするのが良いと言っている。

古之教者、教以人倫。今教童子、惟当以孝弟・忠信・礼義・廉恥為要務。其栽培涵養之方、則宜誘之歌詩以發其志意。……大抵童

子之情、樂嬉遊而憚拘檢。如草木之始萌芽、舒暢之、則条達、摧撓之、則衰痿。今教童子、必使其趨向鼓舞、中心喜悅、則其進自

不能已。故凡誘之歌詩者、非但發其志意而已、亦所以洩其跳号于詠歌、宣其幽抑結滯于音節也。(昔の教育者は、人倫を教えた。

いま童子に教えるには、孝悌・忠信・礼義・廉恥を要務とすべきである。その養成の方法は、詩を歌ってその意志を誘発するのが

よい。……大抵童子の感情は、遊びを樂しみ拘束を恐れる。もし

草木が萌芽し始めた時に、伸びさせれば枝は育ち、抑えつけば萎えてしまうであろう。いま童子を教えるには、必ず彼に趨向・鼓舞させ、心中喜悅させれば、進歩して止まないであろう。故に彼に詩を歌うよう仕向けるのは、意志を誘発させるのみならず、詠歌の中に踊り叫ぶ行為を発散させ、節奏の中に抑圧結滞した気持ちのべさせるからである。）

そして王守仁は「木蘭歌」など子が親を思う気持ちを表現した詩歌を附録として掲載している。

また呂坤（一五三六―一六一八）の父呂得勝は、その著『小兒語』で、童子のうちに歌謡によって正しい態度を養うべきだと説き、次のような四言形式のわかりやすい歌詞を載せている。

一切言動、都要安詳。十差九錯、只為慌張。沈靜立身、從容説話。不要輕薄、惹人笑罵。先學耐煩、快休使氣。性燥心粗、一生不濟。……（すべての言動、慎重であれ。多くの過ち、慌てるからだ。立つとき静かに、話するとき穏やかに。輕薄であれば、笑われる。

我慢を學んで、怒りを抑えよ。乱暴であれば、一生救われぬ。……）

呂坤も『社學要略』で歌詩や俗語で導くことを提案し、『統小兒語』などの啓蒙歌を作っている。

毎日遇童子倦怠懶散之時、歌詩一章、捩古今極淺極切、極痛快、極感發、極関係者、集為一書、令之歌詠、与之講説、責之体認。

（毎日子供が怠けそうな時に、詩歌一首を歌わせる。古今のきわめて易しく、きわめて痛快で、きわめて感動させ、きわめて関係

がある者を選んで、集めて一書とし、朗唱させて、解説し、体認を求める。）

このように『余氏郷約』は、歌謡による児童教育の手法を民衆教育に取り入れた例として考えられる。

かくて明代の郷約では、聖諭の「宣」（唱える）と「講」（講釈する）が組み込まれるとともに、聖諭を宣講した後に、人倫に関連する律例を読み上げ、詩歌を歌う体制が形成された。そしてこの体制は清代の郷約の基となった。

四 清の郷約―聖諭宣講と読律・歌詩・果報故事

清代の郷約は基本的に明代の郷約を継承し、郷約制度を基盤にして、明太祖の「六諭」を踏襲した順治帝の「聖諭六訓」、及び康熙帝の「聖諭十六条」を読誦し、それをわかりやすく講説することが行われた。

『欽定學政全書』卷三「講約事例」には、順治年間の郷約における「六諭」の宣講について、次のように記す。

順治九年、頒行「六諭」臥碑文於八旗・直隸・各省。欽定六諭文、孝順父母、恭敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、無作非為。順治十六年、議准設立郷約、申明「六諭」。……其「六諭」原文、本明白易曉、仍擬日本講解。……每遇朔望、申明六諭、並旌別善惡、實行登記簿冊、使之共相鼓舞。（順治九年に「六諭」臥碑文

を八旗・直隸・各省に頒布した。欽定六論文とは、「父母に孝順であること」、「長上を恭敬すること」、「郷里に和睦すること」、「子孫を教訓すること」、「各々仕事に安んじること」、「悪事を行わないこと」である。順治十六年（一六五九）、議を経て郷約を設立し、「六論」を重ねて明らかにし、善悪を弁別して、登記簿に記録し、互いに奨励しあわせる。）

これによれば、郷約は毎月二回、一日と十五日に開かれ、旧来の解説本によって「六論」講釈が行われた。

『欽定学政全書』には、続けて康熙九年の「聖諭十六条」発布についての上諭を記載して、⁹⁾ 康熙十八年（一六七九）に浙江巡撫によって「直解」が作成され、『郷約全書』として刊行されたことを述べている。

康熙十八年、浙江巡撫将「上諭十六条」衍説輯為「直解」、繕冊進呈、通行直省。督撫照依奏、進『郷約善書』、刊刻各款、分發府州縣鄉村、永遠遵行。（康熙十八年、浙江巡撫が上諭十六条を解説編集して「直解」とし、装丁して進呈し、直隸各省に流通した。督撫は上奏どおり『郷約善書』を進呈し、各条を刊刻して府州縣鄉村に發布し、永遠に遵守実行させた。）

「直解」は浙江巡撫陳秉直が、無学な庶民のために「聖諭十六条」を口語でわかりやすく解説したものであり、律例とともに合刻され、『上諭合律郷約全書』として上梓された。冒頭に掲載する陳秉直の「疏」第一には、次のように述べている。

上諭十六条之至理、但恐僻壤窮郷、愚夫愚婦、未能仰測高深。臣於政事余刻、不揣固陋、恭繹上諭、逐条衍説、輯為直解一書、欲使草野頑蒙、一目了然、共聞共見。復以現行律例、引証各条之後、使民曉然知善之當為而法之難犯。（上諭十六条の道理は至上であるが、僻地や奥地の無学な庶民は、その奥深い道理を理解できないかもしれない。臣は行政の余暇に、固陋を顧みず、恭しく上諭を吟味して一条ごとに解説し、編集して「直解」一書を著し、庶民が一目瞭然に見聞するようにした。また現行の律例を各条の後に引用して証し、民衆に善は行うべきで法は犯しがたいことをはっきりわからせた。）

本書の構成は十六条について「講論」と「誦律」を行う。たとえば第一条の「講論」は次のように口語で記載されている。

〔講論〕上諭第一条「敦孝弟以重人倫」。你們衆百姓、可曉得為何上諭第一条把人倫説起。只為人生天地間、父子・兄弟・君臣・夫婦・朋友、是個五倫、人人有的。所以叫做人倫。……人人有個父母。父母是生我的人。自從十月懷胎、三年乳哺、不知父母費了無限心血、受了許多辛苦。……（上諭第一条「孝弟を敦くして人倫を重んぜよ」。なんじら民衆よ、どうして上諭第一条が人倫から始まるのかわかるか。それは人が天地の間に生まれると、父子・兄弟・君臣・夫婦・朋友という五倫をみなが持つからであり、よって人倫というのである。……人はみな父母があり、父母は私を生んだ人である。十ヶ月懐胎し、三年間乳を飲ませ、父母は無

限の心血を注ぎ、許多の辛苦をなめるのである。……)

また「誦律」も口語で記載されており、第一条では次のようである。

〔誦律〕 你們百姓、須曉得孝弟是為人之本。若能孝弟、便是世間第一等好人。如不孝不弟之人、試誦律上、凡罵祖父母・父母、及妻妾罵夫之祖父母・父母者、並絞。……誦此律文、便當時時提省、時時恐懼、切莫自干國法。(なんじら民衆よ、孝弟が人の根本であると知らなければならない。もし孝弟であれば、世間で第一級の善人である。もし不孝不弟の人ならば、試みに律に、「およそ祖父母・父母を罵る、及び妻妾が夫の祖父母・父母を罵る者は、並びに絞殺」とあるのを読んでみよ。この法律を読んで、いつも気をつけ、いつも心を引き締めて、決して国法を犯してはならない。)

なお『上諭合律鄉約全書』にはまた魏象枢(一六一七―一六八七)が著した「六論集解」が合刻されており、浙江省海寧知県であった許三礼の序文(康熙十三年(一六七四))には、魏象枢(一六一七―一六八七)からこの著作を贈られた経緯が説明されている。

蔚州魏庸齋先生、諱象枢、字環極。庸齋、其号也。礼、癸丑夏、謁選都下、僦居天寧蘭若一椽、即介于先生門墻、遷承容接、大慰登龍。……後授令海昌別先生、惠贈篇章、以聖賢之道相為勉勵。手授講學論語書三章、講約六論集解一本、曰、持此化民型俗、可無愧長吏矣。……(蔚州〔山西〕の魏庸齋先生、諱は象枢、字は環極、庸齋はその号である。私は癸丑の年〔康熙十二年〕に

選考のため都に赴いて天寧寺の一隅に寓居した時、先生と師弟となることを通じてお近づきになれ、栄達の気持ちを慰めることができた。……後に私は海昌〔海寧の古称〕の県令となって先生とお別れする時、文章を惠贈され、聖賢の道をもに勉勵しあつた。手ずから『論語』の講義書三章と、「六論集解」の講約書一冊を授かり、「この書を持って民を教化し俗を正せば、長官として差じることはあるまい」と言われた。……)

許三礼は冒頭に「郷約規條」を頒布する所以について、明代の木鐸制度では教化が徹底できないため、清朝が推進する「六論」による講約を実行することにしたと述べている。

本県叨任寧邑三年、殷殷以化民成俗為念。故義塾有規、講院有則、独是鄉里散處之間、於大倫常大節目所関者、不能家喻戶曉、而設為木鐸老人提醒於路、亦未能呼其寐而使之覺也。本県仰体聖朝頒教至意、力遵憲行「六論」章程、每凶報拳鄉耆四名、委以積穀講約之任。……(本県は海寧に赴任して三年、民を教化し俗を完成することを真剣に考えてきた。故に義塾に規則があり、講院に規則があるのに、郷村の辺鄙な場所だけが、大きな倫理と大きな礼節に関するものを、家々に周知させることができず、木鐸老人を設けて路傍で聖論を唱えさせても、眠れる者に声をかけて呼び覚ますことができない。そこで本県は朝廷の布教の真意を仰ぎ理解し、「六論」を実行する法令を勉めて遵守し、常に郷村の長老四名を推挙させ、穀物を蓄積して講約する任務を委ねることを図つ

た。……)

「郷約規條」は五条あり、第二条は講約所の設置について述べ、講約所は住民が集合しやすい寺院や道観とし、講約の日は毎月一日・十五日、講約者は二人と規定している。

各郷村鎮、俱扶寛広寺觀為講約所、每逢朔望日、郷耆伝集居民、無分長幼、齊赴約所、設立「六論」牌案、推遜善講者一人演論。……

(各郷村鎮では、いずれも広い寺院・道観を選んで講約所とし、毎月一日十五日に、長老が住民を集合させ、長幼を分かつたず、みな講約所に赴いて「六論」の牌と机を設置し、講義が上手な者二人を推挙して聖諭を講演させる。……)

また第四条には、講約の体制について規定している。

遇約期、巳刻約衆升堂、俱端肅立。班候齊集、贊者唱「排班」。班齊、復唱「宣聖諭十六條。復宣孝順父母六句」。畢、鞠躬、拜、興。……設坐。各置坐具。各就坐。坐定。設講案。具案於中。鳴講鼓。擊鼓五声。初進講。講者出班就講位。皆興、揖、平身。講「孝順父母」、「尊敬長上」二條。演畢、揖、平身。……講者退、就班。進茶。具進茶畢。再進講。……三進講。……皆興。揖。平身。礼。畢。在約諸人、仍以次揖諸尊長。倘各約有争鬪犯約者、即時具白解和。……(講約の期日には、巳の刻に約衆が堂に上り、みな嚴肅に起立する。班は集合を待ち、贊者は「班を排列せよ」と発声する。班が揃うと、また「聖諭十六條」を唱えよ。また「孝順父母」六句を唱えよ」と発声する。唱え終えると、お辞儀

をし、拝し、起立する。……坐を設置する。各人坐具を設置する。

各人坐す。みなが坐す。講案を設置する。案を真ん中に置く。講鼓を鳴らす。鼓を五回撃つ。講を始める。講者は班を出て講位に就く。みな起立し、お辞儀をし、直る。「孝順父母」「尊敬長上」二条を講じる。講じ終えると、お辞儀をし、直る。……講者は退出し、班に就く。茶を勧める。茶を勧め終える。二回目を講じる。……三回目を講じる。……皆起立し、お辞儀をして、直る。礼をして、終わる。約の諸人は、順次に諸長者にお辞儀をする。もし各約に鬪争し約を犯す者があれば、即時に明らかにして和解する。……)

そして「六論集解」も、「十六條直解」と同じように、口語で「講約」「誦律」を行い、「沱川余氏郷約」のように、最後に詩歌を朗唱して宣講を締め括っており、歌詞については実際に歌えるように音譜を付している。その「孝順父母」は以下のごとくである。

聖諭首言「孝順父母」。父母の劬勞最深、恩愛最大。兒子与父母、原是一体。十月懷胎、三年乳哺。受了多少的磨難、費了無限的辛苦。……試聽「大清律」云、「凡子孫毆祖父母父母、妻妾毆夫之祖父母父母者、斬。殺者、凌遲処死。罵者、絞。奉養有欠者、杖一百。人子思想到此、可不孝順。……」〔歌詩〕「我勸吾民孝父母、父母之恩爾知否。生我育我苦万千、朝夕顧復不離手。……誰人不受勸勞恩、我勸吾民孝父母。」〔作樂〕「我勸吾民孝父母、父母之恩爾知否。生我育我苦万千、朝夕顧復不離手。」

不六離工手尺。……誰工人尺不五受工勛五勞工恩尺、我工勸尺吾五民工孝五父工

母尺。」(聖諭では最初に「父母に孝順たれ」と言っている。父母の苦勞は最も深く、恩愛は最も大きい。子供と父母はもともと一体である。十ヶ月間懐胎し、三年間哺乳する。どれだけの艱難を受け、無限の辛苦を費やしたか。……試みに「大清律」を聴きなさい。「凡そ子孫で祖父母・父母を殴る、妻妾で夫の祖父母・父母を殴る者は、斬首。殺した者は、凌遲による処刑。罵る者は、絞首。奉養を欠いた者は、杖打一百」と言っている。人の子がここに思い至る時、孝順でないことができようか。……〔詩を歌う〕「親孝行に励みなさい、親の恩を知ってるか。子供の育成苦勞して、朝夕付き添い世話をする。誰もが親から恩受けた、親孝行に励みなさい。」「(奏樂)」「我do勸mi吾so民mi孝so父mi母re、父mi母re之sol恩mi爾sol知mi否re。生sol我si育sol我do苦sol万mi千re、朝mi夕re顧sol復mi不sol離mi手re。……誰mi人re不ra受mi勛ra勞mi恩re、我mi勸re吾ra民mi孝ra父mi母re。』)

康熙二十年(一六八二)には、江南繁昌県が『聖諭像解』二十巻を刊行した。これを編纂した県令梁延年は序文において、「聖諭十六條」に注釈し、古人の事跡を「十六條」の後に模写して、文字を知らない婦女子にもわかるようにしたと言う。

顧莅任未幾、蒙前安撫院靳頒發「上諭十六箴」一書、延年伏而誦之、周情孔思、燦然具在。独念鑄辞典雅、小民未必周知、爰僭加

註釈、急梓以行、俾合邑家伝戸誦焉。……既而思之、曩者箴註之布、士民知書者能習之矣、若夫山童野豎、目不識丁、与婦人女子、或未之悉也。於是做『養正函解』及『人鏡陽秋』諸集、輯為『聖諭像解』一書、摸繪古人事迹。……(ただ赴任して幾はくもなく、靳前安撫部院が「聖諭十六條」一書を頒布し、延年が伏して読むと、偉大な思いが燦然と備わっていたが、修辭が典雅で、庶民は必ずしも周知できないと思ひ、僭越ながら註釈を加えて、急いで刊行し、村中に伝承するようにした。……時期を置いて思うと、前の註釈の頒布は、勉強した士民は学べるであろうが、山村の子供や、文字を知らない者、婦女子は、理解できないこともある。そこで『養正函解』、『人鏡陽秋』諸集に倣って『聖諭像解』一書を編集し、古人の事蹟を模写した。……)

ただ註釈と圖像の解説は文言である。その「聖諭第一条」の註釈は以下のようである。

此一条、是皇上欲汝等百姓、各親其親、各長其長、以臻一道同風之治也。善事父母為孝、善事兄長為弟。(この一条では、上様が汝等民衆に、親に親しみ、長上を敬って、道德と風紀を一にすることを欲しておられる。父母によく事えることを孝といい、長上に事えることを弟という。)

康熙二十三年(一六八五)には、広東に蠡城(河南)の范鉉が著した『六諭衍義』一卷が伝わっており、康熙四十七年(一七〇八)には、程雪堂という人物によって復刻された。冒頭の竺天植の序文には、次

のように述べている。

憶甲子春、余案上有「六諭衍義」一書。程子繙閱再三、……思欲刊斬國中、以美其風俗、以正其音語。……仍悉依旧本、捐貲付梓、屬余其所由来。(思えば甲子〔康熙二十三年〕の春、私の机に「六諭衍義」という書物があり、程子は何度も閲覽して、……國中に刊行して、風俗を美化し、語音を正そうとした。……やはり悉く旧本を用いて寄付によって版行し、私に由来を述べさせた。) 続く范鉞の原序には、宣講による教化が行われなくなったことを恐れて「六諭衍義」を編集刊行したこと、各条に「律例」を付したこと、古今の記事を引用したことを述べている。

憶余自成童居里時、亦得隨宗族長者則於宣講之列。今則雖伝「六諭」為首務、講者少而不講者多。……雖然「六諭」之講、木鐸之設、皆當事者之任、非余所可言者、余恐窮鄉僻壤、長幼男婦、竟不知有此等紀綱法度。余因是急思編刻「六諭衍義」、各附「律例」於左。……其中詞簡而意実深、言近而義甚遠。旁引曲喻、援古証今、所関於風教者、豈淺鮮哉。(思えば私が子供の頃田舎にいた時、また一族の長者について宣講の列に侍ることができた。今は「六諭」を伝えることを主務としているが、講じる者は少なく講じない者が多い。……「六諭」の講説や、木鐸の設置は、みな當事者の任務であり、私の言う余地はないが、私は辺鄙な土地の老若男女が、こうした綱紀法度を知ることがないことを恐れる。私はそこで急に「六諭衍義」を編集刊行し、各条の左に「律例」を

付すことを考えた。……文中の語彙は簡明だが意味は深長であり、表現は卑近であるが道理は深遠である。詳細な比喩をあまねく引用し、古今の実例を援用して実証しており、風教に関わることが、少なくないであろう。)

この書も口語によつて「六諭」を解説し、「律例」(『清律集解附例』〔順治二年〕)を載せ、善行を勧める内容の七言詩によつて結んでおり、その点では『六諭集解』に似る。

ただ「六諭衍義」は律例の後に果報故事を掲載している点に特色がある。たとえば第一訓「孝順父母」の解説では、父母の養育の恩と子供の報恩の義務を具体的に説いた後に、不孝の罪を裁く法律の厳しさを簡条書きで明示するとともに、孝子の説話として「二十四孝」の中の黄香と王祥を挙げて孝行に対する善報を述べ、不孝者の説話として老母を虐待した陳興(直隸順義人)の例を挙げて不孝に対する悪報を述べる。

聖諭第一条曰、「孝順父母。」怎麼是孝順父母。人在世間、無論貴賤賢愚、那一箇不是父母生成的。……試想父母十月懷胎三年乳哺、受了多少艱難、担了多少驚怕。……不孝順父母的律例多端、不能尽述。今挾数条請祈細看。「一、子孫違犯祖父母父母教令及奉養有欠者、杖一百。……」以上律例這等森嚴、若有不孝順的、還怕不怕、省不省。假使逃得這王法、也決逃不得天報。我且講幾箇古人聽着。古時有箇黃香、九歲失母、思慕哀切、独事其父。……後官至尚書。又有箇王祥、是洛陽人。父名王融、娶薛氏生王祥、後

薛氏死、再娶朱氏。……後母因己子長成、妬忌前子、嘗以毒藥置酒中令祥吃。……其母感悔、一家孝友。後祥官至太保、九代公卿。……這俱是能孝順的、各有善報。有箇陳興、是順義人。……生一子、極憐愛之。母老病、終日要母抱孫。一日、抱孫誤墜地傷額。陳興以母故跌其孫、大怒辱罵。……一日妻死子絕、家敗。忽發狂、自嚼十指、呼号痛楚而死、屍臭莫收。「聖諭第一条」には「父母に孝順であれ」と言っている。「父母に孝順である」とはどういうことか。人はこの世にあつて貴賤賢愚を論じることなく、誰一人として親から生まれない者はない。……考えてみなさい。親が十ヶ月懐胎し三年間乳を与え、どれだけ艱難を被り、どれだけ心配することか。……親不孝の法律は多くすべては述べることはできない。今数条を選ぶのでよく見てほしい。「一、子孫が祖父母・父母の命令を聞かず奉養を怠つた者は、棒たたき百回。……」以上、法律はこんなに厳しい。もし不孝者がいたら恐ろしくならないか。反省しないか。たとえ法律を逃れることができたとしても、天罰は逃れられない。私は何人か古人の例を話して聴かせよう。昔、黄香という人は九歳で母を失い、思慕の情きわまりなく、独りで父の世話をした。……それで後に官は尚書に昇進した。又王祥は洛陽の人で、父の名は王融、薛氏を娶り王祥が生まれたが、後に薛氏が死んで、朱氏と再婚した。……継母は我が子が成長したので先妻の子を嫌い、毒薬を酒の中に入れて王祥に飲ませた。……母は悔悟して一家は仲良く暮らした。後に王祥は太保に昇進し、

九代公卿に就任した。……これらはみな孝順であつた者でそれぞれ善報が下つた例である。陳興という者は順義の人で、……一子が生まれてとてもかわいがつた。母は老いて病氣であつたのに終日孫のもりをさせた。ある日、母が孫を誤つて地に落として額にけがをした。陳興は母がわざと孫を落としたと言つて、ひどく怒つてどなつた。……それですぐに妻子は死に家は落ちぶれ、突然発狂して自分から十本の指を嚼み、痛いと叫んで死に、死体が腐れても収拾されなかつたのである。)

母を亡くしたあと父の世話をした黄香や、自分を毒殺しようとした継母を悔悟させた王祥は高官を得たと述べ、誤つて孫を負傷させた老母を罵つた陳興は家が没落して発狂して死に、死体は野晒しとなる。

なお聖諭の読誦と講説の後に格言や説話を述べることは、清代に始まつたことではなく、義学や郷約の中で行われてきた形式を踏襲したものであつた。明王孟箕「講宗約会規」(「訓俗遺規」巻下)の「期会款式」には、儒教の經典のほか、法律や善書、「善惡果報」を講説することを記している。

毎月両会、或朔望、或初二・十六。……案上各置所講書。所講書、如『易』『家人』、『詩』『国風』、『大学』『修身』『齐家』、『孝経』、『小学』、并将国家律法、及『孝順事実』、『太上感應篇』、善惡果報之類、每会講幾条、導之以經書典故、使知各当如此、惕之以法律報応。使之不得不如此。……(毎月二回、或いは一日と十五日、或いは二日と十六日。……机上にそれぞれ講じる書を置く。講じ

る書は『易経』『家人』、『詩経』『国風』、『大学』『修身』『齐家』、『孝経』、『小学』、並びに国家の律法、及び『孝順事實』、『太上感應篇』、勸善懲惡・因果応報の書の類のごときである。毎会幾条かを講じるが、経書・典故で導いて、各々かくすべきだと知らしめ、法律・因果応報で戒めて、かくすべきではないと知らしめる。最後に范鉉は、『六論集解』と同じように、詩歌によって父母に孝順であるよう聴衆に訴えている。

我勸世人孝父母、父母之恩爾知否。懷胎十月苦難言、乳哺三年未
 釈手。

每逢疾病更関心、教読成人求配偶。豈徒生我愛劬勞、終身為我忙
 奔走。

子欲養時親不在、欲報罔極空回首。莫教風木淚沾襟、我勸世人孝
 父母。

康熙四十三年から四十五年にかけては、広東連山県令の李来章が、次の一連の宣講書を編纂した。

『聖諭図像衍義』二巻は、自序(康熙四十三年)に、聖諭の表現が高尚で学士大夫でさえも理解できていないので、改めて注釈を作ったこと、体裁は明呂坤(一五三六―一六一八)の『実政録』『宗約歌』二書の体例にならって住民にわかりやすく編纂し、文語と方言をまじえて雅俗折衷した文体としたことを述べる。¹⁰⁾

自思維、聖学高深、訓詞爾雅。雖学士大夫、尚不能抑測万一。況
 田野小民、知識短浅、求其洞曉、見於身体力行、多恐尚有未尽能

者。又諸臣演解、語句雖繁、条目未備。且人自為說土音、不齊環聽之下、不免尚費詮釈。臣因倣明臣沙随呂少司寇坤『実政録』『宗約歌』二書体例、分為六款。一曰「図像」、二曰「演説」、三曰「事宜」、四曰「律例」、五曰「俗歌」、六曰「謠訓」。或用文語、間以郷音、雅俗並陳。総期演布聖意昭如日月。(自ら思うに、天子の学問は深淵で、訓辞も上品であり、学士大夫でさえすべてを理解することはできない。まして在野の庶民は知識に欠け、その理解と実践を求めても、できない者が多いであろう。また官吏諸氏の解説も、語句は尽くしているが、条目が不備であり、人々が方言を話し、みな参集するわけではない状況の下では、別の解説が必要であろう。臣は、明の沙随〔河南〕の少司寇呂坤撰『実政録』『宗約歌』二書の体裁にならって六部に分けた。一は「図像」、二は「演説」、三は「事宜」、四は「律例」、五は「俗歌」、六は「謠訓」である。文語を用いたり、方言を交えたりして、雅俗折衷しているが、すべては天子の意図を明白に解説することが目標である。)

たとえば「聖諭第一条」の「演説」では、条文を具体的に民衆に説き聞かせている。

這一条聖諭、是皇上教爾等百姓首先重倫的話説。人生五官百骸、通体骨肉、皆從父母身上分析下来。豈可私為己有、及其己生。乳養保護、疾痛痾痒、無一不勞父母関心。(この一条の聖諭では、皇帝は汝等民衆にまず倫理を重視せよとおっしゃっている。人が

五体を生じるには、身体の骨肉はみな父母の身体から分けてもらっている。どうして勝手に元からあったとか、元から生じていたとか言えようか。授乳して育て保護するに当たっては、痛い痒い時など、みな父母が心配してきたのだ。

「事宜」では、「事親飲食之宜」（親の飲食に侍する作法）、「事親衣服之宜」（親の衣服に侍する作法）、「事親室廬之宜」（親の居室に侍する作法）、「事親起居之宜」（親の挨拶に侍する作法）、「事親医薬之宜」（親の医薬に侍する作法）、「事兄事務之宜」（親の医薬に侍する作法）、「事兄衣食之宜」（兄の衣食に侍する作法）、「事兄応答之宜」（兄の応答に侍する作法）というように、場合を区分して民衆に行儀を教える。

「律例」は、「子孫殿祖父母父母、及妻妾殿夫之祖父母父母者、皆斬」などの清律を記載する。

「俗歌」は、歌謡形式で行儀を教える。歌謡は三言の対句形式で、二句ずつ押韻して覚えやすいよう配慮している。

免懷保、必三年。父母恩、等昊天。肉始飽、帛始煖。奉残年、莫間斷。行宜扶、坐宜侍。安其身、順其意。遇疾病、恐且悲。市良薬、延名医。三年かかる、親の庇護。天より重い、父母の恩。

親がいてこそ、衣食足る。世話を欠かすな、その老年。行住坐臥に、目を配れ。煩わすなよ、その身心。病気になるれば、不安だぞ。良薬買って、名医呼べ。

「猿訓」は、序文に「七邨五排」と述べるように、連山には「排」

（瑶族）が多数居住しており、瑶族に対する告諭を四言体の文語で記している。

爾猿生長深山、不誦詩書。孝弟之方、欠焉未講。……今勸爾猿、敬諷聖諭、於孝弟兩倫、講解大義、踐履芳踪。（汝等瑶族は深山に生長して、学問をしておらず、孝弟の道について、まったく講じたことがない。……今汝等瑶族に、謹んで聖諭を唱え、孝弟について大義を理解し、模範を実践するよう勧める。）

『聖諭宣講郷保条約』一卷（康熙四十四年）は、小引に『聖諭衍義』を頒布したが、なお宣講が実施されないことを恐れ、本書を各人に頒布したという。

爰又本之昔賢、分置「記善」「記惡」「悔過」「和処」四簿、逐条遵照聖諭、細為區別、挨戸按名、人給一本。未講之時、令其自審、臨講之期、令其公填。（ここにまた昔の賢者の方法で、「記善」

「記惡」「悔過」「和処」四簿を分置し、一条毎に聖諭に従って細分し、戸每名毎に、一人一冊を給付し、講じない時には、自分で審査させ、講ずる時には、記載させた。）

冒頭には『聖諭宣講儀注』一卷を掲載し、宣講の儀式を「在城宣講」「在郷宣講」「在館宣講」「在排宣講」四款に分けて解説する。それによれば、「在城宣講」は、県堂を講所とし、毎月一日と十五日の前日に万寿亭から龍亭を迎えて聖諭を安置し、当日辰の刻に、『聖諭衍義』をテキストとして、講正・講副が交替で「聖諭十六条」を講じる。

「在郷宣講」は、交通の要所に講所を設置し、老人の中で徳行すぐれ

た者を講正に選び、道理に明るく尊敬される者を講師に選ぶ。「在館宣講」は、学館での宣講であり、教師が聖諭を宣講する。「在排宣講」は、五大瑶族の山地に聖諭亭を建立し、学生一名を講正とし、瑶人の中から講師を選んで、講正が聖諭を宣講する。

続いて『聖諭宣講郷保条約』には、「位図」一幅、「信誓」四款、「告示」一通、「記善簿」「記惡簿」「悔過簿」「和処簿」各式、「簿式跋言」八則を掲載する。「位図」は、「在城郷宣講位図」（在城宣講と在郷宣講において跪拝する位置を示した図）である。「信誓」は、約正・約副らが聖諭牌の前で記善、記惡、和処、悔過の公正を天地神明に誓う詞である。「告示」は宣講の必要性を説く県令の告諭である。

雍正二年（一七二四）には雍正帝が「聖諭十六条」を文語で解説した「聖諭広訓」を發布し、雍正七年（一七二九）には講約所を設置して宣講させた。『欽定学政全書』卷三「講約事例」には次のように記す。

雍正七年、奏准直省、各州県、大郷大村、人居稠密之所、俱設立講約之所、於拳貢生員内揀選老成者一人、以為約正、再選樸実謹守者三四人、以為值月、每月朔望齊集郷之耆老、里長及讀書之人、宣読「聖諭広訓」。（雍正七年、直省、各州県、大郷大村、住居が稠密な所に、みな講約所を設立し、拳人・貢士・生員の中から老成した者一人を選んで約正とし、さらに質朴で実直な者三四人を選んで值月とし、毎月一日十五日に郷村の長老、里長及び讀書人を揃えて、「聖諭広訓」を宣講する。）

ちなみに「聖諭広訓」の冒頭は以下のように始まる。

我聖祖仁皇帝、臨御六十一年、法祖尊親、孝思不匱。欽定『孝経衍義』一書、衍釈經文、義理詳貫、無非孝治天下之意。故聖諭十六条、首以孝弟開其端。……先申孝弟之義、用是与爾兵民人等宣示之。夫孝者、天之經、地之義、民之行也。

そして王又樸『聖諭広訓衍』（刊行年不詳）は、この「聖諭広訓」を口語で解釈したものである。その冒頭は次のようである。

万歳爺意思説、我聖祖仁皇帝坐了六十一年の天下、最敬重的是祖宗。親自做成『孝経衍義』這一部書、無非是要普天下人都尽孝道的意思、所以聖諭十六条、頭一件就說個孝弟。……先把孝弟的道理説給你們衆百姓聽。怎麼是孝弟呢。這個孝順的道理、自有天地以來、就該有的。上自天子、下至庶人、都離不得這個道理。（皇帝陛下のご趣旨は、「わが聖祖仁皇帝（康熙帝）が六十一年間天下を統治され、最も敬重されたのは祖先であった。親しく『孝経衍義』という書を作成されたのも、ひとえに天下の人に孝道を尽くすことを求める意思の表れであった。よって「聖諭十六条」は、第一条で孝悌を説いておられる。……まず孝悌の道理をおまえたち庶民に説明しよう。どうすることが孝悌か。この孝順の道理は天地開闢以来すであるものだ。上は天子から下は庶民まで、みなこの道理から逃れられないのだ。）

なお『聖諭広訓直解』（光緒二十八年（一九〇二））も同様に、「聖諭広訓」の後に口語で解説を施したテキストである。その冒頭は以下

のごとく『聖諭広訓衍』にほぼ同じである。

万歳爺意思説、我聖祖仁皇帝坐了六十一年天下、最敬重的是祖宗。因勸普天下都要孝弟、所以聖諭十六条、孝弟就是頭一件。怎麼是孝呢。這孝順爹娘、在天地間為當然的道理、在人身上為德行的根本。

同治元年（一八六二）には、日猷県（河北）知県陳崇祇が『聖諭釋謡』一卷を著した。序文はない。「聖諭十六条」を歌謡によつて表現したものである。その第一条は、次のようである。

烏能反哺羊跪乳、鵲鶴飛鳴雁呼侶。人生昂藏七尺軀、天性天倫伝自古。生我之徳報未能、与我同生何敢侮。勸汝孝弟汝不知、看汝眼前小兒女。（カラスと羊が親世話し、鵲鶴と雁も兄弟を呼ぶ。丈夫な身体を授かつて、天性天理を受け継いだ。返さなきゃならぬ親の恩、いじめはできぬ同胞に。孝と悌とがわからねば、眼前にいる我が子見よ。）

同治六年（一八六七）には江陰県（江蘇）において『現行郷約』一卷が刊行され、当時行われていた宣講の実態を記録している。¹¹ この中で江陰県が郷約正らに示論した「論単式」（咸豊七年）では、「聖諭広訓」と「直解」を宣講した後、古今の実話や目前の故事や果報を方言で述べよと説いている。

向奉判定「聖諭直解」剴切詳明、至周且備。奈与愚人説法、文義尚深、恐難尽悉。更或土音不合、聴者易訛。今議宣講「聖諭広訓」、宣講「直解」後、即操土音将古今来忠孝節義、及善惡果報後在目

前者、一一述之。不須文義、聴者了然、俾得入耳警心、由漸向善。（前に刊行を奉った「聖諭直解」は実に詳細で、よく完備していたが、愚民に説法するには、文義がなお深奥で、理解が困難ではないかと恐れる。それに土音と合わず、聴く者が誤解しやすいこともある。今「聖諭広訓」「直解」を宣講した後、土音で古今来の忠孝節義、及び善惡果報の目前の者を、一一述べることを諮る。文義を要せず、聴く者がわかれば、耳に入り心を戒め、次第に善に向かわせるのである。）

また「郷約通行式」でも、宣講の後に故事や果報を用いて通俗的な方式で勸善を行うよう規定している。

宣講以聖諭為宗。恭誦「十六条」大綱後、捫其急切一条、敬講「広訓直解」、参以浅説、旁推交通、徴引故事、善惡果報。事蹟姓名、言之確鑿。尤須多用方言、少牽文調。親切如説家常、端肅不涉諧謔。（宣講は聖諭を中心とする。「十六条」の大綱を讀んで讀んだ後、緊要な一条を選んで「広訓直解」を講じ、わかりやすい説をまじえて、広く話を交流させ、故事や善惡果報の説話を引用して、事蹟や姓名は正確に述べる。とりわけ方言を多用して、文言は控え、日常会話のように親しみやすく、嚴肅で諧謔に陥らない。）

光緒元年（一八七五）に宣講生戴奎が編集した『宣講引証』は、この『聖諭広訓衍』の一段ごとに、古人の格言や詩歌を示した「引」と、関連故事を示した「証」を加えたテキストである。冒頭には引用書目

を掲載して解説を加えている。¹²⁾ 凡例には、徐樹人の「広訓衍」に格言・古事をつけて話しやすく聞きやすくしたこと、民衆を引きつけるため説話の引用は避けられないこと、果報説話には実話もあり説得力があるため記録したことを述べている。

一、正文均照徐樹人中丞奉頌「広訓衍」。茲按段參以引証、使講者不易窮而聽者亦不易厭。(正文は均しく徐樹人中丞が奉頌した「広訓衍」によった。これに段ごとに引証をまじえ、講者が窮し易からず、聴者も厭き易からずした。)

一、述格言曰引、拳古人事実曰証。以示有別。(格言を述べることを引といい、古人の事実を挙げることを証という。)

一、宣講聖論、煌煌大典、本不応徵引雜事。奈勸化愚民、非此不能入耳、便不能入心。(聖論宣講は、煌煌たる大典であり、本来は雜事を引用すべきでないが。愚民を勸化するには、こうするした耳に入らず、心に入らないのである。)

一、本巻中、有一二条涉及鬼神者、係確實可考。如……、俱已紀載善書、視其事、足為人勸戒也。故録之。(本書中には、一二条の鬼神に関わるものがあるが、確実に実証できる。たとえば……は、いずれもすでに善書に記載されており、そのことを見ると、十分に人を励まし懲戒するに足る。故に記録した。)

たとえば聖論第一条の体裁は以下のごとくである。

第一条『敦孝弟以重人倫』広訓衍〔引証〕万歳爺的意思説、……

怎麼是孝呢。〔引〕孝為百行首、詩書不勝録。富貴与貴賤、俱可

追芳躅。若不尽孝道、何以分人畜。……〔王中書勸孝歌〕這箇孝順的道理大的緊、……〔証〕龍游県徐氏、兄弟二人、居隔三十里、十日一輪養母、兄貧甚。……至弟門、拒而不納。……母垂淚、忍飢而返。行里許、忽雷電大作、將逆子夫婦皆震死。……〔王崇実録〕(第一条『敦孝弟以重人倫』広訓衍〔引証〕皇帝陛下のご趣旨は、……どうすることが孝なのか。〔引〕「孝は百行の首(はじめ)だと、詩書にどこでも書いてある。富貴や貧賤になることは、すべて追究できるもの。だがもし孝道尽くさねば、人と獣とどう違う。……」〔王中書勸孝歌〕この孝順の道理はとても大切で、……〔証〕龍游県の徐氏は、兄弟二人が三十里離れて住み、十日に一度交替で母を世話しており、兄はとても貧しかった。……母が弟の家に来ると、拒んで家に入れなかった。……母は涙を流し、飢えを忍んで引き返した。一里ばかり行くと、忽ち雷電が大いに起こり、不孝者夫婦は皆打たれて死んだ。……

〔王崇実録〕

民衆教化に果報説話が用いられることは勸善懲惡の視点からもっともであり、『宣講引証』では『日記故事全集』『朱子小学』や歴史書、隨筆、善書などを引いている。

光緒十六年(一八九〇)には崇義県(江西)が『聖論六訓解』一卷を刊行し、『六訓』を平易な口語体で解説した。序文はない。たとえばその第一訓は以下のごとくである。

一訓「孝順父母」。解曰、如何是孝順父母。人生世間、不論富貴

貧賤、那個身子不是父母生的。衆人各自回頭想。當日未生你時節、你身子在何處。可是在你父母身上為一體、不是。(第一訓「孝順父母」。解に曰く、父母に孝順とは如何なることか。人がこの世に生まれる時、富貴貧賤を論じず、どの身もみな父母から生まれなかつたものはない。皆各自振り返つて考えよ。あなたがまだ生まれていない時、あなたの身体はどこにあつたか。それこそ父母の身体と一体ではなかつたか。)

光緒二十三年(一八九七)には富陽県(浙江)が『聖諭広訓通俗』一卷を刊行した。富陽学訓導の嚴大経の跋によれば、「聖諭広訓」を宣講し、「聖諭衍義」によつて解説し、俗情を勘案し、方言を用い、宣講の名手を得たため、教化が功を奏したと言う。

大経兼鐸富春十有四載、毎月朔望、宣講「聖諭広訓」、都人士環而聽者、咸奮然以興。遇春秋佳日、復携『聖諭衍義』一書、歷游衢巷阡陌間、与郷之人懇懃解說、反覆引伸。聰俊之人、咸傾耳不倦、而樵魯者、猶或瞠目相視。因就『衍義』中之說、道以俗情、參以方言、復得莊生乃賓、善於喻解、於是宣講所至警覺者衆。

(私大経は富春の教化を担当して十四年、毎月一日十五日に、「聖諭広訓」を宣講し、都市の人士は取り巻いて聴き、みな奮然と共感した。春秋の佳日には、また『聖諭衍義』一書を携帶して、衢巷阡陌の間を歴遊し、在郷の人に懇懃に解説し、反覆引伸して述べた。聡明な人は、みま耳を傾けて止まなかつたが、愚鈍な者は、なお目を見開いて人を見ていた。そこで『聖諭衍義』の中の説に、

俗情を入れ、方言を加え、また莊乃賓という宣講の上手を得て、宣講所には覚醒させた者が多くなつた。)

その解説は土地の方言である呉語や近代の言葉を用いてきわめて通俗的である。その第一条は以下のごとくである。

今朝恭誦第一条「聖諭広訓」。為何説「敦孝弟以重人倫」呢。喏。蓋孝為百行之原。世界上不孝之人、何弗拿你父母養育之恩來想一想看。你母親懷胎十月、担了多少驚憂。……(今日は謹んで第一条「聖諭広訓」を読みましょう。どうして「孝弟を敦くして人倫を重んぜよ」というのでしょうか。そうです。孝は百行のものなのです。世界の親不孝な人は、どうして父母の養育の恩を考えてみないのでしょう。母親は妊娠して十ヶ月、どれだけ心配をしたことでしょう。……)

光緒二十五年(一八九九)には江陰県がまた『郷約要談』一卷を刊行した。編纂に携わつた江陰県訓導の秦贊堯は序文において、外国の文化が混入した時代に、中国の道德を郷約を通じて教えなければならぬと説き、郷里の先輩である余治と鄭経の功績を贊美している。

況西学盛行、凡愚而自用、賤而自尊者、襲其皮毛、往往詆斥時政、侮慢官長、肆無忌憚、凡事与郷約相背、通都大邑之中、幾於一倡百和。……其桀傲不訓者、甚且謂、中国不能有為。遂造作邪說、以搖惑衆志。無父無君、非經背聖。我中国無用此乱民。昔道咸之間、無錫余蓮村先生治、江陰鄭守庭先生經、皆名下士。以講約為己任。其東北沙洲数十里、地瘠而民雜、歲収常歉、幾成盜藪。……

両先生、……於是募捐散賑、兼講郷約。……（まして西学が盛行して、愚かで独善的、賤しくて独断的な者が、うわべを真似て、往往にして時政を非難し、官長を侮慢し、全く忌憚なく事ごとに郷約に違反するようになり、大きな町では殆ど一倡百和の状態である。……傲慢で従わない者は、甚しくは中国は有為になれないといひ、邪説を捏造して衆人の志を惑わし、父を無みし君を無みし、經典を否定し聖人に背いている。わが中国にはこうした乱民は無用である。昔道光・咸豊年間に、無錫の余治、江陰の鄭經先生は皆名士であり、講約を己が任としていた。東北部の沙洲数十里は、地が瘠せて民が雜居し、年収は常に足りず、殆ど盜賊を成していた。……両先生は、……そこで義援金を集めて債務を帳消しにし、かつ郷約を講じた。……）

本書は「聖諭十六条」に文言で解説し、故事を引用して説明を補足している。たとえば「聖諭第一条」では、父母が健康な場合、父母が病気の場合、父母の片方が死去した場合に分けて叮嚀に親孝行の方法を、崇明・温州・崑山・江陰など江蘇・浙江各地の例を示してわかりやすく説いている。

「敦孝弟以重人倫」——善於服事父母、謂之孝。善於服事兄長、謂之弟。人之初生、全頼父母扶持保抱。知其饑也、与之食。知其寒也、与之衣。……昔有一個崇明人、生四子。因貧故、悉皆売於人家為奴。豈知、四子皆勤儉巴結、到二十歳時、積有私錢、還付主人、即求贖身。然此猶幸父母強健也。假使父母有病如何。昔有一

人、姓匡、温州人。……又有一崑山人、姓王、名得祥、係学中秀才。……然此猶幸父母俱存也。若父在而母已去世、或母在而父已去世、……近時、江陰有章宜甫者。……（よく父母に事えることを孝といひ、よく年長者に事えることを弟という。人は生まれた時、すべて父母が世話をして、飢えを知らば食を与え、寒いと知れば衣を与える。……昔、崇明の人が四子を生み、貧しいので、みな奴隸として人に売ったが、凶らずも四子はみな勤勉に働き、二十歳になると、貯金を蓄えて、債務を主人に返済し、身請けを求めた。しかしこの場合は幸いにして父母が強健である。もし父母が病気であればどうか。昔、匡姓の温州人がいた。……また崑山人で、王得祥という秀才がいた。……しかしこの場合は幸いにして父母が健在である。もし父がいて母が亡くなっている場合、あるいは母がいて父が亡くなっている場合は、……近時、江陰に章宜甫という者がいた。……）

五 結び

現代の漢川善書は「聖諭宣講」とも称し、その源流をたどると、明清時代の地方自治機構である郷約の中で行われた聖諭宣講に行き着く。郷約は宋の『呂氏郷約』に始まり、ここでは四徳目を設けて易しい四言句で内容を解説し、役職を決めて善悪の帳簿をつけてその実行を奨励していた。明代もこの郷約制度を継承したが、四徳目に替わって太

祖の六諭が規範となり、解説も口語体を取るようになった。さらに犯罪を行わないように法律の知識を教授し、詩歌を歌唱させて志を高揚させた。清代は明太祖の六諭を踏襲した順治帝の六訓と康熙帝の十六条が規範として設定された。律例の解説と詩歌の読誦もその後に行われたが、音律を付した勸善歌が創作されたのは特筆すべきであり、後に勸善歌が独立して唱われるようになる。また善悪の果報故事を講じることにも慣例となり、後に果報故事だけが重視されることとなる。そして漢川善書も「聖諭宣講」と称するものの、やはり果報故事のみを講じる。地域の民衆に社会道徳を植え付けるには、教条を読誦させることでは効果があがらず、歌唱や故事が必要であったことを証している。

注

- (1) 「第一批国家級非物質文化遺產名録」曲芸類二六九号「漢川善書」。
- (2) 木鐸を打って道路を回って聖諭を唱えさせることは、早く『書経』夏書「胤征」に「毎歳孟春、酒人以木鐸徇于路。」(毎年孟春に、酒人が木鐸を叩いて、政令を路傍に唱える)と記述されている。
- (3) 葉春及『石洞集』卷七「惠安政書」九収。
- (4) 『石洞集』卷九「公牘」二収。
- (5) 温州文献叢書第四集『項喬集』(二〇〇六、上海社会科学出版社)

社)初編、卷八収。

- (6) 王恕(字宗貫、三原人)は弘治元年(一四八八)吏部尚書に就任して後、「六諭」に注解を施した。明李輔等纂修『全遼志』下「公式」には、「木鐸遵奉『教民榜』行。嘉靖癸丑、巡按溫公景葵、刊布訓辭於闔鎮地方、人心感奮、後以接歲兵荒、居民失業、墨刻盡沒。歲乙丑、巡按李公、輔刻尚書王公恕註解於訓辭下、又行頒布。」(木鐸は『教民榜』を謹んで実行した。嘉靖三十二年(一五五三)に、巡按溫景葵が訓辭を全鎮に発布して、人心を感奮させたが、後に連年戦争が続いて、住民は失業し、墨刻の訓辭も尽く消滅した。嘉靖四十四年、李巡按が尚書王恕の註解を訓辭の下に輔刻し、また頒布した)といい、その注解が嘉靖年間にも用いられたと述べている。
- (7) 明俞汝楫編『礼部志稿』卷四十五「奏疏」収。
- (8) 唐李翰『蒙求』三卷は、古代から六朝時代までの説話を四言対句形式で八句ずつ押韻している。梁周興嗣『千字文』一卷は、王羲之の書から一千字を選んで四言対句の押韻した文章である。『太公家教』(P256A)は児童啓蒙書で、やはり四言対句で押韻している。宋王応麟『三字訓』は啓蒙教訓書であり、中に孟母・竇燕山・黄香・孔融などの故事を含んでいる。『礼記』「曲礼」は「傲不可長、欲不可從。志不可滿、樂不可極」というように、簡明な対句形式によって生活倫理を説いている。『管子』「弟子職」は「先生施教、弟子是則。温恭自虚、所受是極」に始まり、四字

句の韻文によつて弟子の礼儀作法を説いている。「急就篇」は、類別した文字を七言、三言、四言の形式で並べている。

- (9) 「聖諭十六条」とは、「敦孝弟以重人倫」(孝弟を敦くして人倫を重んぜよ)、「篤宗族以昭雍睦」(一族を大事にして親睦を明確にせよ)、「和郷党以息争訟」(村人と仲良くして争いをやめよ)、「重農桑以足衣食」(農業を重んじて衣食を十分にせよ)、「尚節儉以惜財用」(節儉を尊んで財用を惜しめ)、「隆学校以端士習」(学校を興して士人の慣習を正せ)、「黜異端以崇正学」(異端を退けて正統の学問を尊べ)、「講法律以警愚頑」(法律を講じて愚昧を戒めよ)、「明礼讓以厚風俗」(礼讓を明らかにして風俗を厚くせよ)、「務本業以定民志」(本業に務めて民の志を堅固にせよ)、「訓子弟以禁非為」(子弟に教訓して悪事を禁ぜよ)、「息誣告以全善良」(誣告を止めて善良を全うせよ)、「戒匪逃以免株連」(逃亡者を匿うことを戒めて連累を免れよ)、「完錢糧以省催科」(租税を納めて取り立てられるな)、「聯保甲以弭盜賊」(保甲制度を強化して盜賊を捕らえよ)、「解讐忿以重身命」(仇敵の怨念を解いて身命を重んじよ)である。

- (10) 呂坤『実政録』七卷(万曆二十六年〔二五九八〕序)は、「明職」一卷、「民務」三卷、「郷甲約」一卷、「風憲約」一卷、「獄政」一卷の五部から成り、郷約は「郷甲約」に掲載している。

(11) 目録はないが、拳人鄭經の跋によつて整理すれば以下のとおりである。「上諭」——道光三十年(一八五〇) 两江總督奏議、咸豐

元年(一八五二) 上諭。「礼部則例」——道光三十年(一八五〇) 礼部奏議、「大清通礼」。「藍田呂氏諸説」——『藍田呂氏郷約』、「王陽明先生申明南贛郷約」、「高憲忠公同善会式」、「毘陵惲氏統証人社約誠」、「郷約所考」、「郷約集徴」。「各大憲稟詞章程」。「各大憲批詞告示」——咸豐五年(一八五五) 刑部主事等稟詞、咸豐五年江陰縣「酌定局規」示諭、咸豐五年江陰縣示諭(四言体)、咸豐六年蘇郡批詞、咸豐七年督学部院批詞(三通)、咸豐七年江陰縣示諭、咸豐七年蘇州府示諭、咸豐八年常熟・昭文縣「酌定局規」示諭、咸豐八年蘇州府示諭、咸豐八年督学部堂批詞、咸豐八年督学部堂劄、咸豐八年江陰縣申詞、咸豐八年常熟縣示諭、……「学憲移咨式」、「学憲札式」、「府札県式」、「通飭札式」、「府示式」、「通県告示式」、「勸捐諭式」、「札分巡司式」、「移会式」、「照会式」、「論郷鎮董事式」、「通諭各都国郷鎮地保式」、「諭單式」、「各図講所高脚牌示式」、「塾師諭單式」、「講所示諭式」、「伝單式」、「仰役脚票式」、「赴郷船頭懸牌硃諭式」、「郷約通行式」、「郷約條款式」、「郷約規條式」、「江陰青陽郷約局規條」。「勸善諸説」。「撫恤教篇」——「郷約弁正記」、「責躬説」、「郷約総局説」、「江陰縣現行郷約後序」、「江邑郷約局積穀説」、「江邑郷約局施粥説」、「江邑郷約局恤孤説」、「江邑郷約局周寡説」、「江邑郷約局扶病説」、「江邑郷約局救溺嬰説」、「江邑郷約局勸借穀説」、「江邑郷約局勸濟粥説」、「同人集福啓」、「勸恤難民説」、「普濟江南難民説」、「勸禁侵削墳墓説」。

(12) 『教民恒言』一卷(魏裔介)——「聖諭十六条」を通俗的な詞で

民衆に解説した書。「講約」二函を冒頭に置く。「上諭直解」一卷（范承謨、康熙十一年）——浙江巡撫の時「十六条」を通俗的な詞で解説した書。後に永嘉県令楊吉祥が復刻した。「聖諭圖像衍義」二卷（李來章、康熙四十三年）——廣東連山県令の時の撰。明呂坤「実政録」「宗約歌」二書の体例にならって自ら宣講するため編纂した。「凶像」「演説」「事宜」「律例」「俗歌」「謠訓」六款に分ける。「聖諭宣講儀注」一卷（李來章、康熙四十四年）——廣東連山県令の時の撰。「在城宣講」「在郷宣講」「在館宣講」「在排宣講」四款に分ける。連山の謠戸を排という。「聖諭宣講郷保条約」一卷（李來章、康熙四十四年）——廣東連山県令の時の書。「位図」一幅、「信誓」四款、「告示」一通、「記善簿」「記惡簿」「悔過簿」「和処簿」各式、「簿式跋言」八則を掲載する。「聖諭衍義三字歌俗解」一卷（李來章、康熙四十五年）——廣東連山県令の時の撰。宋儒の郷音による大義發揮、及び粵人区適子『三字經』の例に基づき、また「衍義」から「三字俗歌」一款を抽出し、土音を交えて注解を作つて頒布した。「上諭講解」一卷（覺羅滿保、康熙五十三年）——福建巡撫の時の撰。「十六条」について注釈し、福建の風俗について論じる。各条の後には古事数則を引いて証とする。「聖諭広訓清漢書」一卷（乾隆三年）。「聖諭広訓直解」二卷（咸豐年間）——通俗的な詞で注釈する。「聖諭像解」二十卷（咸豐六年）——広州の書店による復刊。康熙二十年、江南繁昌県令梁延年撰。靳輔の「上諭十六箴」に注釈し、「養正図解」「人鏡陽秋」の

例に倣つて古人の事跡を「十六条」の後に模写し、文字を知らない婦女子に示した。「聖諭広訓衍」一卷（同治一年）——福建巡撫徐宗幹撰。里語によつて「広訓」を訳す。「聖諭十六条衍義」一卷（乾隆二十二年）——碭山教諭であつた謝晋の撰。乾隆帝に直に進呈した。「金筭颺言」三卷（同治二年）——内閣中書の楊浚撰。「聖諭広訓」釈義、及び「恭誦聖諭広訓賦」十三篇を編集する。